

令和8年度

**乳児等通園支援事業
指導監査基準**

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆指摘基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

略称	正 式 名 称		公布年月日
乳児等認可基準条例	横浜市乳児等通園支援事業の設備・運営等の基準に関する条例	条例第1号	令和7年2月25日
乳児等確認基準条例	横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例	条例第1号	令和8年2月25日
市乳児等認可・確認要綱	横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱	ここ施第1514号	令和7年3月21日

● 関係法令等

略称	正 式 名 称		公布年月日
	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日
内閣府令	令和7年内閣府令第95号 (横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例)	(条例第1号)	令和7年11月13日

● 通知等

略称	正 式 名 称		公布年月日
	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン		平成21年8月
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン		平成23年3月
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン		平成28年3月
虐待の防止及び発生時の対応等ガイドライン	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂)		令和5年5月
	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第45号、7教参学第52号	令和8年3月30日
	保育所等における安全計画の策定関す留意事項等について	厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡	令和4年12月15日
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号	平成12年6月7日
	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号	平成9年3月31日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添	平成9年3月24日
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日
	こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)		令和7年3月

I 事業の概況

1 事業所・設備の管理等		1
--------------	-------	---

II 職員の配置等

1 職員配置		1
2 職員の処遇		1
3 利用乳幼児への対応・秘密保持		1

III 事業所運営

1 運営規程等		1
2 非常災害対策		2
3 事故防止及び安全対策		2
4 衛生管理		3
5 苦情への対応		3
6 業務の質の評価		3

IV 乳児等通園支援の内容（保育所保育指針関係）

.....	3
-------	---

V 食事

.....	4
-------	---

VI 会計

.....	4
-------	---

VII その他

.....	4
-------	---

乳児等通園支援事業指導監査基準			◆: 令和8年度指導監査重点事項
項目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
Ⅰ 事業の概況			
1 事業所・設備の管理等			
(1) 設備の基準	一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に必要な設備が設けられているか。	必要な設備(乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所等)が整備されていない。	・乳児等認可基準条例第5条、第15条、第21条、第25条 ・市乳児等認可・確認要綱第4条
	認可内容に変更が生じた場合、適切な手続きを行っているか。	認可内容の変更について、必要な手続きが行われていない。(定員、事業規模等)	・乳児等認可基準条例第21条、第25条 ・市乳児等認可・確認要綱第20条
		認可時と現況に大きな相違がある。(認可時に存在しない壁・床等がある等)	
(2) 利用定員	特定乳児等通園支援の提供について、利用乳児等支援給付認定子どもの数は適切か。	一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行っている。	・内閣府令第21条
Ⅱ 職員の配置等			
1 職員配置			
◆ (1) 職員配置	必要な資格又は研修受講歴を有する者を配置し、職員配置基準を満たした職員数が確保されているか。	特定乳児等通園支援を提供した日時や時間を記録するなど、職員配置が基準を満たしていることを確認できるような対応がなされていない。	・乳児等認可基準条例第22条、第25条 ・内閣府令第11条、第20条、第32条 ・市乳児等認可・確認要綱第5条、第6条
		(一般型乳児等通園支援事業所) 保育士、その他乳児等通園支援従事者について、必要な資格又は研修受講歴を有する者を、基準に基づき配置していない。	
		(余裕活用型乳児等通園支援事業所) 施設又は事業所の区分に応じた職員配置基準を満たしていない。	
2 職員の処遇			
◆ (1) 職員関係帳簿の整備等	乳児等通園支援に従事する職員の資格証明書及び出勤状況を確認する書類等を整備しているか。	資格証明書、履歴書を整備していない。	・乳児等認可基準条例第17条 ・内閣府令第32条
		労働者名簿を整備していない。	
		職員の出勤状況等(休暇、超勤の実態確認を含む)を確認する書類を整備していない。	
		賃金台帳を整備していない。	
◆ (2) 職員研修	職員の資質向上のため、研修受講の機会を確保しているか。	職員の研修機会が確保されていない。	・乳児等認可基準条例第10条 ・内閣府令第20条 ・保育所保育指針第5章2(2)、3、4
3 利用乳幼児への対応・秘密保持			
◆ (1) 差別・虐待等の禁止	利用乳幼児に対し、国籍、信条、社会的身分等により差別的取り扱いをしていないか。また、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。(法第33条の10第1項各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	利用乳幼児を平等に取り扱うこと、および虐待等の禁止について、必要な措置を講じていない。	・乳児等認可基準条例第5条、第12条、第13条、第16条 ・内閣府令第2条、第23条、第24条 ・児童福祉法第33条の10、11 ・保育所保育指針第1章1(5) ・虐待の防止及び発生時の対応等ガイドライン
(2) 秘密保持	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられているか。	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密保持、個人情報の保護について、必要な措置を講じていない。	・乳児等認可基準条例第18条 ・内閣府令第25条 ・保育所保育指針第1章1(5)
Ⅲ 事業所運営			
1 運営規程等			
(1) 面談の実施	利用開始前に、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行っているか。	利用開始前に、保護者との面談を行っていない。	・内閣府令第4条、第9条
(2) 運営規程	乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定(運営規程)を定めているか。	運営規程が作成されていない。または、必要な項目が運営規程に定められていない。	・乳児等認可基準条例第16条 ・内閣府令第19条
(3) 重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明し、同意を得ているか。また、事業所内に掲示するとともに、公衆の閲覧に供しているか。	重要事項を記載した文書を交付し、保護者に説明していない。	・内閣府令第4条、第22条
		重要事項説明について保護者の同意を得ていない。	
		事業所内に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担、その他特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、公衆が閲覧できる状態にしているか。	

乳児等通園支援事業指導監査基準			◆: 令和8年度指導監査重点事項
項目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
(4) 実費徴収・特定負担額	特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具の購入費用、行事参加費用、食事提供費用などの負担について、あらかじめ保護者に使途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用に関して、保護者に文書で説明し、同意を得ていない。	・内閣府令第12条
		実費徴収について、適正な取り扱いがなされていない。	
	特定乳児等通園支援の質の確保及び向上のための費用(利用料など)を設定した場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。	特定乳児等通園支援の質の確保及び向上のための費用に関して、保護者に文書で説明し、文書で同意を得ていない。	
(5) 法定代理受領	特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合に、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しているか。	乳児等支援給付認定保護者に係る給付費の額を通知していない。	・内閣府令第13条
(6) 運営委員会の設置	(社会福祉法人・学校法人以外が運営する施設) 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育の利用者及び施設長等を含む運営委員会を設置しているか。	運営委員会を設置していない。	・市乳通認可要綱第12条
2 非常災害対策			
(1) 非常災害対応	火災、地震及び風水害などの非常災害時の具体的な対応についてマニュアルを作成し、職員と共有が図られているか。	非常災害対応マニュアルが作成されていない。	・乳児等認可基準条例第6条 ・保育所保育指針第3章4(2)
		消防計画、災害対応マニュアルについて、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解が図られていない。	
(2) 避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	避難訓練及び消火訓練が、実施されていない月がある。	・乳児等認可基準条例第6条 ・保育所保育指針第3章4(2)
		避難訓練及び消火訓練の記録がない。記録はあるが、記載内容が適切でない。 訓練は座学(紙芝居等)だけなど、具体的な避難誘導を伴ったものではない。	
(3) 不審者対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。	不審者対応マニュアルを作成していない。	・乳児等認可基準条例第7条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等 について
		不審者侵入対応訓練が、年1回以上行われていない。	
		園舎敷地はフェンス等で囲い、児童だけで園外に出られないようにするなど、事故防止・不審者対策がとられていない。	
3 事故防止及び安全対策			
(1) 設備の安全対策	事業所の設備は、事故の防止や、火災や地震の発生時に備えたものとなっているか。	利用乳幼児の出入りする通路等に転落防止の設備が設けられていない。(2階以上)	・乳児等認可基準条例第6条、第21条 ・保育所保育指針第3章3(2)、4(1) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること(3階以上)	
		地震に備え、家具や備品の転倒・落下防止対策がとられていない。	
		消火器等の消火用具が整備されていない。	
		各保育室から建物出口へ2方向避難ができない。(2階以上)	
◆ (2) 事故防止のための措置	安全計画の策定を含め、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されており、職員間で共通理解が図られているか。	事故防止・事故対応マニュアル等が作成されていない。	・乳児等認可基準条例第7条、第8条 ・内閣府令第30条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等 について
		安全計画を策定していない又は定期的に安全計画の見直しを行っていない。	
		安全計画や事故防止・事故対応マニュアルについて、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解が図られていない。	
		保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。	
		救急対応訓練等、安全計画に基づく研修及び訓練を職員に対して定期的に実施していない。	
		安全点検表を作成し、施設・設備等の定期的な安全点検を行っていない。	
		ヒヤリハット事例の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	
		送迎用自動車を運行しているが、点呼等の方法で利用乳幼児の所在を確実に把握していない。また、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えていない。	
◆ (3) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	事故の状況等の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	・内閣府令第30条、第32条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・教育・保育施設等における事故の報告等について
		重大な事故が発生している。	
		重大事故が発生したが、区役所に報告していない。	

乳児等通園支援事業指導監査基準			◆:令和8年度指導監査重点事項
項 目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
(4) 食物アレルギー対応	アレルギー疾患を有する利用乳幼児の対応について、保護者や医師と連携した必要な措置が講じられているか。	アレルギー疾患の対応について、保護者や医師と連携した適切な対応が行われていない。	・保育所保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2) ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、事故発生時に関係機関への報告や再発防止に向けた具体的対策が講じられているか。	食物アレルギー対応について、マニュアルの整備や市のマニュアルの活用をするなど職員の共通理解が図られておらず、組織的な対応が行われていない。	・内閣府令第30条 ・保育所保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2) ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		食物アレルギー対応に関し、短期間に複数の誤食事故が発生している。	
		食物アレルギーの誤食事故が起きた場合、関係機関への報告を適切に行っていない。	
(5) 保険への加入	施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に参加しているか。	施設賠償責任保険又は児童傷害保険等に参加していない。	・内閣府令第30条 ・市乳児等認可・確認要綱第10条
4 衛生管理			
(1) 感染症及び食中毒への衛生管理	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備など、必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修で職員に周知され、共通理解が図られているか。	感染症及び食中毒の予防・まん延防止マニュアルが作成され、職員に周知されておらず、共通理解が図られていない。 職員に対し、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない。 感染症及び食中毒の発生時又は疑いがあるとき、嘱託医や関係機関(区こども家庭支援課)へ速やかに連絡のうえ、その指示に従うなど適切な対応が図られていない。	・乳児等認可基準条例第14条 ・保育所保育指針第3章1(3) ・感染症対策ガイドライン ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
5 苦情への対応			
(1) 苦情への対応	利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(苦情解決規程が作成されているか等)苦情解決の仕組みが整備されていない。 苦情解決責任者、苦情受付担当者が設置されていない。 苦情解決のための第三者委員が設置されていない。 苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に十分周知されていない。 受け付けた苦情の記録簿がない。適切に記録されていない。 受け付けた苦情が、事業所の苦情解決規程に基づき適正に処理されていない。	・乳児等認可基準条例第19条 ・内閣府令第28条、第32条 ・苦情解決指針
6 業務の質の評価			
(1) 第三者評価	第三者評価を受審するように努めているか。	第三者評価が実施されていない。結果が公表されていない。	・乳児等認可基準条例第5条 ・内閣府令第15条 ・市乳児等認可・確認要綱第8条
Ⅳ 乳児等通園支援の内容（保育所保育指針関係）			
◆ (1) こどもの人権	こどもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。	著しく人格を傷つける言動が見られる。 こどもの意思及び人格を尊重した保育を行っていない。 こどもの発達の特性や過程を無視した対応を行っている。	・乳児等認可基準条例第5条 ・内閣府令第2条 ・保育所保育指針第1章1(5)、第2章4(1)
◆ (2) 保育の計画	全体的な計画を作成しているか。	全体的な計画を作成していない。	・保育所保育指針第1章3(1)
	全体的な計画に基づいて食育計画を作成しているか。	食育計画を作成していない。	・保育所保育指針第3章2(1)
	障害のあるこどもの保育については、支援のための計画を個別に作成し、適切な対応を図っているか。	障害児の個別計画を作成していない。	・保育所保育指針第1章3(2)
	3歳未満児の保育について、個別計画を作成しているか。	3歳未満児の個別計画を作成していない。	・保育所保育指針第1章3(2)
(3) 事業所の環境	こどもの活動が豊かに展開されるよう、事業所の設備や環境が整えられ、保健的環境の維持及び安全が確保されているか。	こどもの生活が豊かなものになるよう、人、物、場などの環境を構成していない。	・乳児等認可基準条例第5条、第14条 ・内閣府令第2条 ・保育所保育指針第1章1(3)(4)、第3章3(1) ・感染症対策ガイドライン
		温度、湿度、採光、換気、音などの環境を常に適切な状態に保持していない。	
	感染症等が発生又は、まん延しないよう、予防対策を講じるなど、衛生管理に努めているか。	こどもの生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえた感染症対策を行っていない。 感染症等が発生又は、まん延しないよう、事業所内外の設備及び用具等の衛生管理に努めていない。	

乳児等通園支援事業指導監査基準		◆:令和8年度指導監査重点事項	
項 目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
◆ (4) 業務の質の評価	乳児等通園支援事業者は、保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。	自己評価を行っていない。	・乳児等認可基準条例第5条 ・内閣府令第15条 ・保育所保育指針第1章3(4)(5)
◆ (5) 乳児等通園支援提供中の事故防止、安全対策	こどもの主体的な活動を大切にしつつ、事業所内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じているか。	重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動、水遊び、事業所外活動などについて、必要な対策を講じていない。 食事中の誤嚥及び窒息、食物アレルギー等の事故防止対策を徹底していない。 保育中常に全園児の動向を把握するなど、事故防止のための職員間の連携や役割分担、危険箇所の確認ができていない。 消毒薬の種類に合わせた適正な使い方をしていない。また、薬品等をこどもの手の届くところに置いているなど、その管理を徹底していない。	・内閣府令第30条 ・保育所保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・感染症対策ガイドライン
◆ (6) 睡眠中の事故防止	睡眠中の事故防止について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が図られているか。	0歳児、1歳児の呼吸確認を行っていない。 睡眠時において一部の時間帯の呼吸確認を行っていない。 年齢に応じた適切な時間間隔での呼吸確認を行っていない。 一人ひとりのこどもの呼吸確認を記録していない。	・保育所保育指針第2章1(3)、2(3)、第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(7) 特定乳児等通園支援の提供に関する記録	特定乳児等通園支援の提供に関する記録が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。	特定乳児等通園支援の提供に関する記録を整備していない。 特定乳児等通園支援の提供に関する記録を5年間保存していない。	・乳児等認可基準条例第17条 ・内閣府令第11条、第32条 ・保育所保育指針第1章3(3)
(8) 保護者との連携	一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等について保護者の理解と協力を得るように努めているか。	一般型乳児等通園支援事業を行う者は、保育内容等について保護者の理解と協力を得るように努めていない。	・乳児等認可基準条例第24条 ・保育所保育指針第4章2、3
V 食 事			
(1) 食事の提供	外部搬入により食事の提供を行う場合、事業所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	外部搬入により食事の提供を行う場合、適切な体制及び契約内容が確保されていない。	・市乳児等認可・確認要綱第9条
(2) 食育	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。	食を営む力の育成に努めていない。	・保育所保育指針第3章2
(3) 衛生管理	使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	食器、調理器具等の消毒を行っていない。	・乳児等認可基準条例第14条
		使用水の点検をしていない。 貯水槽を設置している場合、遊離残留塩素の検査をしていない。 記録が残っていない。	・乳児等認可基準条例第14条
VI 会 計			
(1) 会計の区分	特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	その他の事業の会計と区分していない。	・内閣府令第31条
(2) 記録の整備	会計に関する諸記録を整備しているか。	諸記録を整備していない、保存していない。	・内閣府令第32条
(3) 帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	帳簿を整備していない、保存していない。	・乳児等認可基準条例第17条
VII その他			
(1) その他	その他、関係法令及び通知等を遵守しているか。	その他の関係法令及び通知等を遵守していない。	